

平成27年5月21日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、16都道府県の25人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。4月16日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 16都道府県25人

(北海道2、岩手県1、宮城県1、福島県1、茨城県2、埼玉県3、千葉県2、東京都4、神奈川県1、静岡県1、大阪府1、和歌山県2、岡山県1、広島県1、福岡県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成27年4月16日までに実施済み